

改正米国特許法対応米国特許出願のポイント

~米国の特許出願実務を効果的に理解する~

平成25年3月6日(水) <u>10:00~17:00</u>

講 所: 大坂 雅浩 氏 米国Mots Law, PLLC 弁理士

2011年9月、オバマ米大統領によるAmerica Invents Act(米国特許法改正法案)への署名によって、米国特許法は約60年ぶりの歴史的大改正がなされ、2012年9月に出願時の提出書類に関する法律が施行されました。この施行により各種提出書類の時期的、内容的な緩和がなされ、一例では日欧特許手続同様に企業名で出願を行う事ができるようになりました。ここで、発明者宣誓書等米国特有の書類提出は未だ必要であり、特に企業名で米国特許出願を行う際には留意する点が多くあります。また、EFS-web(米国特許商標庁提供のインターネットを用いた電子出願システム)での出願が可能となり、インターネットで米国出願を行うことができるようになっています。

本講座では、米国特許改正法下における出願のサイン書類の準備や米国出願時に準備すべき新フォームを解説頂きます。また、日本企業や日本特許事務所にとって特に注意すべき点を解説頂きます。これにより、米国法律事務所の手続きのレビューのみならず、サイン書類や提出書類を日本側で準備することによるコスト削減の一助になるものと思います。

講師としてワシントンDCを拠点に日頃から米国特許出願業務に接する大坂雅浩氏をお迎えし、日米特許実務の考え方の違いを踏まえた上で、米国改正後の特許出願手続きをわかりやすく解説いただきます。日頃の不明点や疑問点の解消にもお役立て頂けるものと思っております。

◇企業の知財部のみならず、特許事務所の技術/事務ご担当者の方々等、米国出願 実務を理解したい方々にとって最適な講座です。

開催場所

一般社団法人発明推進協会 研修ルーム

東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館ビル7階

参加料

一般18.000円

会員16,000円 (消費税込)

※知的財産のスペシャリストをクリエイトする※

一般社団法人 **発明推進協会**

知的財産研究センター

^{定員} 40名

- 申込方法・お問い合わせ先
- · 当推進協会HP (http://www.jiii.or.jp) もしくは FAXにてお申込みください。

◆検索ワード⇒

JIII

検索

一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター 研修チーム

TEL: 03 (3502) 5439 FAX: 03 (3506) 8788 E-mail: kouza-form@jiii.or.jp

2月 27日 以降にキャンセルされた場合、 参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので 予めご了承下さい。